

ワークライフ・バランス(WLB)ニュース

第7号(平成27年12月 25日発行)

北村山公立病院看護部WLB推進チーム

はなまるナースカフェ開催

1 WLBの基本的な考え方 深瀬看護部長より

「WLBとは個人それぞれのバランスで、仕事と生活の両立を無理なく実現し両者の相乗効果で高めようとする考え方や取り組みの事です。」

労働組合のような組合活動ではありません。未婚・既婚や子どもの有無、男女や年齢に関係なく、すべての社員(職員)が仕事に意欲的に取り組むことができ、仕事以外の生活も充実させることが重要です。仕事と生活の比重は50:50といった天秤でもなく、「ほどほどの働き方」「仕事中心のライフスタイル」を否定するものでもありません。労働時間短縮が目的でもありません。また制度を導入すれば実現できるものでもなく、ライフステージの各段階に応じて自身の「ワーク・ライフ・バランス」は変化します。経営戦略であり、人材の定着→人材育成→安全で質の高いサービス→経営改善へとつながっていきます。」

日本看護協会の看護職のWLB推進ワークショップ事業の目的:

地域を主体に、看護職のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、看護職の働き続けられる職場づくりを行うこと。

2 これまでの取り組みとインデックス調査結果、今後の取り組みについて 工藤清志看護副師長より

- 2年目の活動予定
- ①院内・院外へのWLB推進活動の周知と浸透(HPへの掲載・ニュース発行・他職種の方も交えてのはなまるナースカフェ)
 - ②お役立ち手帳の配布と説明会、利用度の向上
 - ③働きやすい勤務体制検討(救急外来の体制充実 外来と病棟の連携)
 - ④上司からのキャリア支援(研修への働きかけ、学会参加、ナーシングラダーによるスキルアップ)

11月18日

清野事務長講話と懇親会

「笑う門には福来たる」

健康第一!明るい気持ちで仕事にあたってほしい。毎日楽しく仕事できる環境が大切。語尾に「のに」をつけない。第1印象が大切。挨拶をかわしそこから始まる。



12月3日

高橋経営管理課長そば打ち実演とそば打ち体験

準備から実演・指導とありがとう

ございました。森ちゃんの腕前もなかなかでした。★



お役立ち手帳」デビュー!

職員制度についての「お役立ち手帳」を制作しました。

これは、皆さんにご協力いただいたインデックス調査で、休暇制度や給与制度についてよくわからないと答えられた方が多かったことから、職員制度について理解を深めていただくために、文字通り少しでもお役に立てれば、という思いで作りました。

各所属に1冊配布していますので、是非手にとってご覧ください。

オレンジ色のファイルが目印です。また、院内ポータルのファイル管理に「お役立ち手帳」のファイルを作りました。

必要な部分はこちらからプリントアウト出来ますので、ご活用ください。

今後も制度に変更があった場合など随時内容を見直ししていく予定ですので、「お役立ち手帳」どうぞよろしくお願いいたします。

★9月と10月に救急外来当直明けで帰れる勤務形態を試行しました。

良かった点:・勤務終了後に帰宅できるという安心感があり、心身のストレスが軽減された。

- ・リスクが軽減。
- ・外来師長はオールナイト時の勤務調整の必要がなくなった。

問題点:・試行段階のため当直明けは年休・代休となり本来の年休がとりにくい。

- ・当直入りと当直明けの1~4名の外来スタッフの助勤調整が大変。
- ・なれない外来助勤に対する負担がある。
- ・当直以外の看護師にも外来勤務者数削減のため負担がある。

人員配置(助勤)や休日の問題があるため、今後、外来スタッフだけでは厳しい状況です。

月2回程度の病棟から外来への助勤をお願いしています。

★病棟の業務削減のため、短期入院の記録の見直しをしました。

記録委員会から協力していただき、短期入院のアナムネ聴取項目は「看護記録(1)」のみに決定しました。

短期入院対象(CF、ポリペク後の1泊入院、前立腺生検、試験搔爬、流産)

業務削減への効果などについて感想をお聞かせください。その他改善点などご意見箱もご利用ください。

※給与条例主義

私たちが貰う給与はすべて北村山公立病院組合議会で議決される条例で定められています。条例にない手当を支給したり、条例の金額をオーバーして支給することは出来ません。条例は議会で議決されないと変えることができません。ここが私たち地方公務員と民間企業と大きく異なるところです。

例えば民間企業では、社長の一声で社長賞や臨時ボーナスを社員に与えることが可能ですが、公務員はそうしたことは出来ません。しかし、その代わりに民間企業のようにリストラや倒産することはなく、身分が保障され、安定した生活を送ることが出来るのです。

私たちは地方公務員ですので、自分達の給与は議会で決められた条例に基づき支給されているということを覚えておく必要がありますね。

期末手当・勤勉手当について

給料月額と扶養手当等の合計額(算定基礎額)を元に計算します。

今年度の期末手当:6月=1.2ヶ月分、12月=1.45ヶ月分

勤勉手当:6月=0.6ヶ月分、12月=0.7ヶ月分支給

合計:3.95ヶ月分支給されたことになります。

Merry Christmas

みんなで協力しあって
WLBを実現しようね

